

## 船舶インシデント調査報告書

令和2年5月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和元年6月23日 06時30分ごろ
発生場所	和歌山県由良港沖 紀伊由良港一のハイ防波堤北灯台から真方位198° 1,360m 付近 (概位 北緯33° 55.6′ 東経135° 03.6′)
インシデントの概要	プレジャーボート <sup>ドリーム</sup> Dream号は、航行中、Dream号のアンカーロープがプロペラに絡まって主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年9月10日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート Dream号、0.5トン
船舶番号、船舶所有者等	291-42416和歌山、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、航行中、船首部に置かれたアンカーロープが、舷外に垂れ下がって抵抗で流出し、プロペラに絡まって主機が停止した。 船長は、次の釣りのポイントでアンカーを使用予定であり、船首部の格納庫にアンカーロープを格納せずに航行していたので、風浪で船体が動揺した際、同ロープが舷外に垂れ下がったのではないかと本インシデント後に思った。
分析	本船は、航行中、船長が、船首部にアンカーロープを置いた状態で航行したことから、風浪で船体が動揺した際、舷外に垂れ下がって流出した同ロープがプロペラに絡まり、主機が停止し、運航不能となったものと推定される。
原因	本インシデントは、本船が、航行中、船長が、船首部にアンカーロープを置いた状態で航行したため、風浪で船体が動揺した際、舷外に垂れ下がって流出した同ロープがプロペラに絡まり、主機が停止したことにより発生したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・風浪がある場合には、ロープ類は固縛するなど船外に流れ出ないようにすること。